

平成二十四年夏季期間における年次有給休暇の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第三号

平成二十四年夏季期間における年次有給休暇の特例に関する規則

人事委員会が定める職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）第十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、年次有給休暇は十五分を単位としてとることができる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年七月二日から施行する。
- （この規則の失効）
- 2 この規則は、平成二十四年九月七日限り、その効力を失う。